明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

民間教育政治連盟	森本　一	二七、	七、　三
友心政治連盟	吉村　洋奈	二六、	一二、二九
陽水塾	小野寺輝征	二二、	三、二六
吉泉ひでお後援会	吉泉　秀男	二五、	三、三一
黎山會	竹内　黎一	二七、	五、二一
和政会	宮路　和明	二七、	六、　二

○**総務省告示第三百三十号**

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第二項の規定による資金管理団体の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成二十七年九月二十九日

総務大臣　山本　早苗

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
足立　敏之	参議院議員	足立敏之後援会	東京都千代田区飯田橋一―四―一	二七、　七、　一

○**総務省告示第三百三十一号**

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第三項第三号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十七年九月二十九日

総務大臣　山本　早苗

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
小池百合子	フォーラム・ユーリカ	主たる事務所の所在地	東京都豊島区南池袋二―一二―八	東京都豊島区南池袋一―二〇―九	二七、　四、　一
小西　洋之	小西ひろゆき後援会	主たる事務所の所在地	千葉県千葉市中央区本町二―二―六	千葉県千葉市中央区新千葉二―一―六	二七、　六、　一
佐藤ゆかり	『明日の日本』研究会	公職の種類	衆議院議員	参議院議員	二六、一二、一七
		主たる事務所の所在地	東京都千代田区永田町二―一―二	東京都千代田区永田町二―一―一	二六、一二、二〇
庄野　壽	冬木政治クラブ	主たる事務所の所在地	東京都北区王子五―八―五	東京都北区豊島三―一―一	二七、　五、二五
徳田　毅	徳田毅政経研究会	主たる事務所の所在地	鹿児島県鹿児島市東谷山一―七五―一六	鹿児島県鹿児島市谷山中央二―四五一九―二	二七、　七、　一

○**総務省告示第三百三十二号**

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第三項第一号の規定による資金管理団体の指定の取消及び同項第二号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十七年九月二十九日

総務大臣　山本　早苗

(一)　法第十九条第三項第一号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
相原　史乃	心一会	二七、　四、三〇
橋間　実	日本新進党	二四、　四、一六
平野　貞夫	平野貞夫平成南学会	二七、　六、一〇
宮路　和明	和政会	二六、一一、二一

○**総務省告示第三百三十三号**

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第五十一条の九の九の規定に基づき、総務大臣が指定する周波数を次のように定め、平成二十七年十月一日から施行する。

なお、平成二十六年総務省告示第三百十五号（電波法第百三条の二第二項の総務大臣が指定する周波数を定める件）は、平成二十七年九月三十日限りで廃止する。

平成二十七年九月二十九日

総務大臣　山本　早苗

総務大臣が指定する周波数は、次の表の左欄に掲げる区域に従い、それぞれ同表の右欄に掲げる周波数とする。

法別表第七上欄に掲げる区域	法第百三条の二第二項の規定により指定する周波数
一の項に掲げる区域	103.5MHz超え108MHz以下、207.5MHz以上222MHz以下、718MHzを超え748MHz以下、815MHzを超え845MHz以下、850MHzを超え890MHz以下、900MHzを超え903MHz以下、945MHzを超え950MHz以下、958MHzを超え960MHz以下、1,427.9MHzを超え1,462.9MHz以下、1,475.9MHzを超え1,510.9MHz以下、1,749.9MHzを超え1,764.9MHz以下、1,844.9MHzを超え1,859.9MHz以下、1,920MHzを超え1,980MHz以下、2,010MHzを超え2,025MHz以下、2,110MHzを超え2,170MHz以下及び2,226MHzを超え2,230MHz以下注、2,545MHzを超え2,575MHz以下及び2,595MHzを超え2,650MHz以下の周波数
二の項に掲げる区域	99MHzを超え103.5MHz以下、207.5MHz以上222MHz以下、718MHzを超え748MHz以下、815MHzを超え845MHz以下、850MHzを超え890MHz以下、900MHzを超え903MHz以下、945MHzを超え950MHz以下、958MHzを超え960MHz以下、1,427.9MHzを超え1,462.9MHz以下、1,475.9MHzを超え1,510.9MHz以下、1,749.9MHzを超え1,764.9MHz以下、1,844.9MHzを超え1,859.9MHz以下、1,920MHzを超え1,980MHz以下、2,010MHzを超え2,025MHz以下、2,110MHzを超え2,170MHz以下及び2,226MHzを超え2,230MHz以下注、2,545MHzを超え2,575MHz以下及び2,595MHzを超え2,650MHz以下の周波数
三の項に掲げる区域	103.5MHzを超え108MHz以下、207.5MHz以上222MHz以下、718MHzを超え748MHz以下、815MHzを超え845MHz以下、860MHzを超え890MHz以下、900MHzを超え903MHz以下、945MHzを超え950MHz以下、958MHzを超え960MHz以下、1,427.9MHzを超え1,462.9MHz以下、1,475.9MHzを超え1,510.9MHz以下、1,749.9MHzを超え1,784.9MHz以下、1,844.9MHzを超え1,879.9MHz以下、1,920MHzを超え1,980MHz以下、2,010MHzを超え2,025MHz以下、2,110MHzを超え2,170MHz以下、2,545MHzを超え2,575MHz以下及び2,595MHzを超え2,650MHz以下の周波数
四の項に掲げる区域	103.5MHzを超え108MHz以下、207.5MHz以上222MHz以下、718MHzを超え748MHz以下、815MHzを超え845MHz以下、850MHzを超え890MHz以下、900MHzを超え903MHz以下、945MHzを超え950MHz以下、958MHzを超え960MHz以下、1,427.9MHzを超え1,462.9MHz以下、1,475.9MHzを超え1,510.9MHz以下、1,749.9MHzを超え1,764.9MHz以下、1,844.9MHzを超え1,859.9MHz以下、1,920MHzを超え1,980MHz以下、2,010MHzを超え2,025MHz以下、2,110MHzを超え2,170MHz以下、2,545MHzを超え2,575MHz以下及び2,595MHzを超え2,650MHz以下の周波数